

## 京都市こども体育館前飲料自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、京都市こども体育館前に飲料自動販売機を設置していただく飲料自動販売機設置事業者（以下「営業事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を仕様書で確認していただき、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

### 1 設置目的

災害発生時に無償で飲料を提供することのほか、施設利用者の健康対策及び利便性向上を目的として、京都市こども体育館前に飲料自動販売機を設置します。

### 2 設置場所等

設置番号	場所及び寸法上限	台数	最低使用料（税込）
①	駐輪場横 W150cm×D80cm×H250cm	1台	355,000円

※ 寸法の上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、空容器の回収箱設置場所を含みません。

### 3 設置機種等

- (1) 屋外型（缶、ビン、ペットボトル式）としてください。
- (2) 災害救助ベンダーとしてください。
- (3) ユニバーサルデザインのものとしてください。
- (4) 環境に配慮したものとしてください。
- (5) 電気メーター（子メーター）を設置してください。
- (6) 新紙幣及び硬貨について対応できる機種ができる限り設置してください。

### 4 取扱商品及び販売価格

#### (1) 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはいけません。

また、ミネラルウォーター及びスポーツ飲料水等を常時メニューに加えてください。

#### (2) 販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

### 5 維持管理等

営業事業者において、自動販売機の設置から電気代、商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

## **6 応募資格要件**

「仕様書」を確認してください。

## **7 設置期間**

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

※ 令和9年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年を限度に引き続き使用許可を更新することとなります。

## **8 申込受付期間**

令和8年2月9日（月）から令和8年2月25日（水）午後5時まで（必着）

## **9 質問及び回答**

### **(1) 質問（持参のみ）**

令和8年2月9日（月）から令和8年2月16日（月）午後5時まで

### **(2) 回答**

令和8年2月19日（木）までに、京都市情報館内の育成推進課ホームページに掲載します。

## **10 営業事業者の決定**

### **(1) 決定方法**

本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

### **(2) 決定予定日**

令和8年3月上旬（予定）

### **(3) 決定後の公表**

育成推進課ホームページにおいて営業事業者の決定状況を掲載します。

### **【問合せ先】**

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課（担当：隅田、小杉）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎5階

### **【育成推進課ホームページ】**

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/soshiki/39-2-1-0-0.html>